

国家資格「技能士」は、 高校や専門学校等の卒業で受検できます※1。

技能検定は、働く上で必要な技能の習得レベルを評価する制度です。さまざまな分野から133職種について実施され、合格することで国家資格「技能士」を取得できます。

「技能士」資格取得のメリット

- ☑ 就職活動で有利に
- ☑ 将来のキャリアアップに
- ☑ ほかの資格取得にも役立つ

高校や専門学校等※2の卒業等により受検資格が得られる職種（一例※3）

職種	受検資格の詳細
機械保全職種	大学、短大、高専、高校専攻科、専門高校、専修学校、各種学校、普通職業訓練、高度職業訓練の機械保全に関する科目が含まれる科の卒業・修了（2級）
知的財産管理職種	大学又は大学院において知的財産管理に関する科目について10単位以上の修得（2級）
眼鏡作製職種	3年制以上の全日制眼鏡専門学校の卒業又は卒業見込み（1級） 2年制以上の通信制眼鏡専門学校の修了（2級）
レストランサービス職種	大学のレストランサービスに関する学科の卒業（2級） 短期大学、専修学校、各種学校、高等学校、高度職業訓練、普通職業訓練のレストランサービスに関する学科・訓練科の卒業・修了又は卒業見込み・修了見込み（3級）
ウェブデザイン職種	大学、職業高校、短大、高専、高校専攻科、専修学校、各種学校、高度職業訓練、普通職業訓練におけるウェブの作成や運営に関する科目等が含まれる科の卒業・修了（2級）
着付け職種	大学、短大、高校専攻科、専門高校、専修学校、各種学校、普通職業訓練における着付け職種に関する学科・訓練科の卒業・修了（2級）
ピアノ調律職種	大学におけるピアノ調律に関する科目等が含まれる学科の修了（2級） 大学、専門高校、短大、高専、高校専攻科、各種学校、養成機関、普通職業訓練におけるピアノ調律に関する科目等が含まれる科の卒業・修了又は在学中・受講中（3級）
情報配線施工職種	大学、短大、高専、高校専攻科、職業高校、専修学校、各種学校、普通職業訓練、高度職業訓練の情報配線施工に関する科目等が含まれる学科・訓練科の卒業・修了（2級）
ビル設備管理職種	大学、短大、高専、高校専攻科、職業高校、専修学校、各種学校、普通職業訓練のビル設備管理に関する学科・訓練科の卒業・修了（2級）

※1 学校等の卒業により受検資格を得られる職種は一部であり、一定の実務経験が受検資格となっている職種もあります。

※2 専門高校、専修学校、短大、高専、高校専攻科、大学、大学院、各種学校、普通職業訓練、高度職業訓練等

※3 この表では民間の試験機関で実施する職種のうち、学校等の卒業等により受検資格が得られる職種を抜き出していますが、このほかにも授業カリキュラムの内容によっては受検が認められる学科や検定職種があります。詳しくはお問い合わせください。

学校、職業能力開発施設等の一覧

学校等



職業能力開発施設等



技能検定に関するお問い合わせ先

民間団体実施職種：
各指定試験機関へ



都道府県実施職種：
都道府県職業能力開発協会へ



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

学び直しや転職をお考えの皆さまへ

国家資格「技能士」は、 職業訓練の修了や専門学校等の卒業で受検できます※1。

技能検定は、働く上で必要な技能の習得レベルを評価する制度です。さまざまな分野から133職種について実施され、合格することで国家資格「技能士」を取得できます。

「技能士」資格取得のメリット

- ☑ 採用時にプラス評価
- ☑ 業界内のキャリアアップに
- ☑ ほかの資格取得にも役立つ

職業訓練の修了や専門学校等※2の卒業等により 受検資格が得られる職種（一例※3）



- ・ 機械保全
- ・ 知的財産管理
- ・ 眼鏡作製
- ・ レストランサービス
- ・ ウェブデザイン
- ・ 着付け
- ・ ピアノ調律
- ・ 情報配線施工
- ・ ビル設備管理 等



※1 職業訓練等の修了等により受検資格を得られる職種は一部であり、一定の実務経験が受検資格となっている職種もあります。

※2 専門高校、専修学校、短大、高専、高校専攻科、大学、大学院、各種学校等

※3 民間の試験機関で実施する職種のうち、職業訓練等の修了等により受検資格が得られる職種を抜き出していますが、このほかにも授業カリキュラムの内容によっては受検が認められる学科や検定職種があります。詳しくはお問い合わせください。

学校、職業能力開発施設等の一覧

学校等



職業能力開発施設等



技能検定に関するお問い合わせ先

民間団体実施職種：
各指定試験機関へ



都道府県実施職種：
都道府県職業能力開発協会へ



技能検定の合格を目指す専門学校や民間教育訓練機関等の 講座の受講が教育訓練給付金の対象となる場合があります

制度の内容、対象の方

一定期間の雇用保険の被保険者期間を有する方が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し、修了した場合に受講費用の一部が支給されます。

教育訓練給付金
について



対象の講座

教育訓練給付金
指定講座検索システム



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare